

明石市国民健康保険条例の一部改正について

1 保険料率等の引き上げについて

国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額の保険料率等を引き上げるものです。（詳細は別紙のとおり）

(1) 基礎賦課分（医療分）

	所得割	均等割	平等割
現行	6.84%	27,100円	19,220円
改正案	6.96%	30,330円	20,520円
差	+0.12%	+3,230円	+1,300円

(2) 後期高齢者支援金等分

	所得割	均等割	平等割
現行	2.60%	10,430円	7,860円
改正案	2.67%	12,400円	8,670円
差	+0.07%	+1,970円	+810円

(3) 介護納付金分

	所得割	均等割	平等割
現行	2.28%	11,300円	5,500円
改正案	2.55%	12,880円	6,620円
差	+0.27%	+1,580円	+1,120円

2 賦課限度額の引き上げについて

国民健康保険制度では、高所得者層に対する保険料負担について、受益との関連や納付意欲に与える影響等を考慮し、保険料負担の上限額となる賦課限度額が設けられています。

国民健康保険法施行令の改正により、基礎賦課額の賦課限度額が66万円に、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額が26万円に引き上げられます。

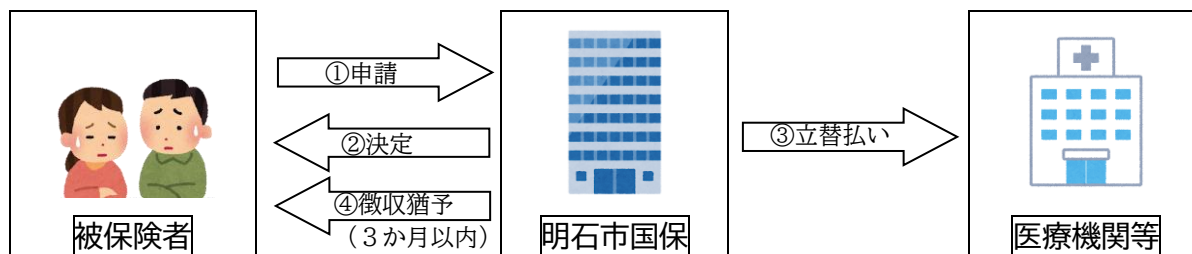
これに伴い、明石市国民健康保険条例においても同様の改正を図るものです。

賦課限度額の改正案

	①基礎賦課分	②後期高齢者支援分	③介護納付金分	計（①+②+③）
現行	65万円	24万円	17万円	106万円
改正案	66万円	26万円	17万円	109万円
引上額	+1万円	+2万円	—	+3万円

3 一部負担金の徴収猶予について

一部負担金の徴収猶予とは、特別の理由により生活が困難になったものの、今後、資力の回復が見込まれる場合、一部負担金（医療費の自己負担分）の支払いを明石市国保が一時的に立て替え、その後、明石市国保が世帯主に対して立て替えた一部負担金を直接徴収しますが、その徴収を3か月を超えない範囲で猶予する制度です。



徴収の猶予期間について、厚生労働省通知において、認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判明できない被保険者については、最長1年間は徴収を猶予するよう示されたため、猶予期間を削除するものです。

なお、認知症などの場合の猶予期間については、取扱要領で定めることとします。

4 施行期日

令和7年4月1日